東大阪市選挙管理委員会告示第８号

東大阪市選挙関係事務執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和８年１１月４日

東大阪市選挙管理委員会

委員長　平　田　正　造

東大阪市選挙関係事務執行規程の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

東大阪市選挙関係事務執行規程（平成１３年東大阪市選挙管理委員会告示第７号）の一部を次のように改正する。

第１９条第２項中「第３号」を「第４号」に、「４けた」を「４桁」に改める。

様式１４その３備考１中「第３号」を「第４号」に、「４けた」を「４桁」に改める。

様式１６その１備考１中「第３号」を「第４号」に、「４けた」を「４桁」に改める。

附　則

１　この規程は、公布の日から施行する。

２　改正後の規程は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。